

山武中央 合併協議会だより



NARUTO

SAMBU

HASUNUMA

MATSUO

終刊号

発行／山武中央合併協議会 編集／山武中央合併協議会事務局
〒289-1392 千葉県山武郡成東町殿台296番地 成東町保健福祉センター3階
TEL.0475-80-1300 FAX.0475-82-7111 E-mail : office@sanbu-gappei.jp



合併協議会で すべての協議が終了

第7回山武中央合併協議会会議が、3月16日(木)蓮沼村スポーツプラザで開催されました。

今回が最終回となるこの協議会では、山武市の職務執行者の選任や合併協議会の廃止など報告事項3件と協議事項である平成17年度の合併協議会決算の取扱いが審議され、全ての会議日程が終了しました。



蓮沼村スポーツプラザ

合併協議会の解散にあたって

～ ごあいさつ ～ 会長 大高 和郎



成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町で合併に向け協議を行ってまいりました「山武中央合併協議会」は3月16日の第7回協議会で、全ての協議が終了し、3月26日をもってその役割を終えます。

東金市、九十九里町を含めた山武地域合併協議会の解散から、昨年2月14日に本協議会を設置して以来、決して平坦な道程ではありませんでしたが、いよいよ「山武市」誕生の日を迎えられることを思うと万感の思いがこみあげてまいります。

今、合併協議を顧みますと幾多の難局もありましたが、4町村の信頼と互譲精神のもと、あらゆる行政サービスを様々な角度から検討し、最良の協議を積み重ねることができたと思っております。

また、今後の行政運営にあたっては、新市建設計画のもとに恵まれた自然環境の中で人々が歴史的に育んできた産業と文化を土台に、豊かさや安らぎを築いていくことにより、「住んでよかった」「これからもここに住み続けたい」といえる、子供から高齢者まで、市民一人ひとりが生き生きと輝き暮らすことのできる魅力あるまちづくりを推進してまいります。

そのためには市民の皆様が主役となり、できるだけ多くの英知をまちづくりに活かし、市民と行政が協働でまちづくりを進める必要があります。山武市が皆さんに何をしてくれるかではなく、皆さんが山武市に対し何ができるかを考えていただき積極的に市政に参画くださることを大いに期待しております。

最後に、お願いとなりますが、事務的な手続きは全て整い合併日を迎えるわけですが、本当に難しいのは「市民の皆さんの心の合併」ではないでしょうか。4町村それぞれの伝統や文化を守りながらもどうか1日も早く4町村の一体感の醸成をはかっていただき、魅力ある新市を皆さんで作っていただくことを切にお願い申し上げまして、本協議会の廃止の報告とお礼のごあいさつといたします。

報告第24号 成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の合併に係る条例等について

4町村で現在、施行されている条例、規則等は、合併日の前日をもってすべて失効するため、山武市において市長職務執行者の専決処分等により制定し施行する新市の条例、規則等が、次のとおり報告されました。

	即時施行	暫定施行	計
条 例	146	9	155
規 則	166	9	175
規程・要綱等	291	2	293
合 計	603	20	623

平成18年3月16日現在

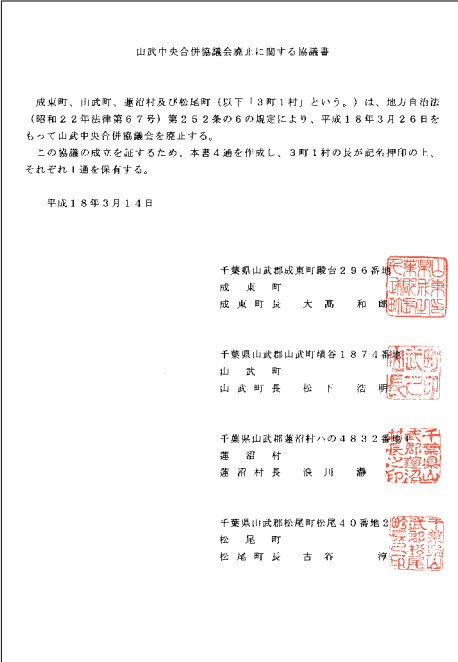
報告第25号 山武市長職務執行者の選任について

山武市誕生にあたり、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町の各町村長は、3月26日に失職することになります。新市では、合併の日から市長が選出されるまでの間、市長が不在となるため新市の行政運営に支障をきたすことのないよう市長職務執行者には、4町村長の協議により大高和郎成東町長が選任されました。市長職務執行者の主な権限としては、職員の任免、条例規則の制定、予算執行等、必要最小限の義務的な職務を行うこととなります。

報告第26号 山武中央合併協議会の廃止について

4町村の議会における山武中央合併協議会の廃止議決を受けて、平成18年3月26日をもって、合併協議会が廃止されることが報告されました。

山武中央合併協議会廃止に関する協議書



第7回会議の内容

開催日時 平成18年3月16日（木）
午後1時30分

開催場所 蓮沼村スポーツプラザ

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
報告第24号 成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の合併に係る条例等について
報告第25号 山武市長職務執行者の選任について
報告第26号 山武中央合併協議会の廃止について
- 4 議 事
協議事項
協議第59号 平成17年度山武中央合併協議会決算の取扱いについて
- 5 その他
- 6 閉 会



協議第59号 平成17年度 山武中央合併協議会決算の取扱いについて

3月27日山武市発足に伴い、前日をもって合併協議会が廃止となります。また、合併協議会予算も解散の日をもって打切りとなることから仮決算の報告がされ、承認されました。

なお、歳入歳出差引残金については、新市に引き継がれます。

平成17年度山武中央合併協議会歳入歳出決算（見込み）

《歳入》 (単位：円)		
項 目	金 額	内 容
1 負担金	26,975,000	町村負担金
2 県補助金	5,000,000	市町村合併支援補助金
3 繰越金	1,199,521	前年度繰越金
4 諸収入	164	預金利子
歳入合計	33,174,685	
《歳出》 (単位：円)		
項 目	金 額	内 容
1 運営費		5,937,831
会議費	861,185	委員報酬 616,000 食糧費 63,000 振込手数料 2,520 郵便料 510 会議録作成委託料 179,155
事務費	5,076,646	出張旅費 157,540 消耗品費 1,174,950 公用車燃料代 52,039 通信費 電話料・FAX 360,914 自動車保険料 88,460 その他手数料 19,315 複合機搬出手数料 200,000 複合機保守委託料 369,931 事務所LAN配線設置委託料 256,725 事務用備品賃借料 329,364 プロバイダー料金 269,640 公用車賃借料 195,300 道路通行料 12,700 会場使用料 18,900 臨時職員派遣費負担金 1,570,868
2 事業費	20,083,137	協議会だより 2,612,829 山武市くらしの便利帳印刷 2,835,000 写真プリント 2,751 協議会だより折込手数料 1,056,499 振込み手数料 4,830 新市例規原案策定及び仮例規集 3,223,500 例規データベース作成業務委託料 協議会だよりPDFデータ作成業務 37,800 委託料 県職員派遣費負担金 10,309,928
歳出合計	26,020,968	

平成18年2月21日現在

歳入歳出差引残額 7,153,717円

山武中央合併協議会事業報告

〇合併協議会の開催

第1回

日時：平成17年2月14日 午後1時30分
場所：蓮沼村スポーツプラザ

報告・協議事項等		
報 告	第1号	山武中央合併協議会設置に関する協議書について
	第2号	山武中央合併協議会規約に関する協議書について
	第3号	山武中央合併協議会の事務所の位置について
	第4号	山武中央合併協議会会長の職務代理者の指名について
	第5号	山武中央合併協議会幹事会規程について
	第6号	山武中央合併協議会専門部会規程について
	第7号	山武中央合併協議会事務局規程について
	第8号	山武中央合併協議会財務規程について
	第9号	山武中央合併協議会委員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程について
同 意	第1号	山武中央合併協議会監査委員の選任について
協 議	第1号	山武中央合併協議会会議運営規程について
	第2号	平成16年度山武中央合併協議会事業計画について
	第3号	平成16年度山武中央合併協議会予算について
	第4号	合併協定項目について
	第5号	合併の方式について
	第6号	合併の期日について
	第7号	新市の名称について
	第8号	新市の事務所の位置について
	第9号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
	第10号	地域審議会の取扱いについて
	第11号	地方税の取扱いについて
	第12号	一般職の職員の身分の取扱いについて
	第13号	財産の取扱いについて
	第14号	特別職の身分の取扱いについて
	第15号	条例、規則等の取扱いについて
	第16号	事務組織及び機構の取扱いについて
	第17号	一部事務組合等の取扱いについて
	第18号	使用料、手数料等の取扱いについて
	第19号	公共的団体等の取扱いについて
	第20号	補助金、交付金等の取扱いについて
	第21号	町名・字名の取扱いについて
	第22号	慣行の取扱いについて
	第23号	防災・防犯・交通安全事業の取扱いについて
	第24号	行政連絡機構の取扱いについて
	第25号	人権擁護の取扱いについて
	第26号	男女共同参画の取扱いについて
	第27号	姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて
	第28号	広報広聴関係事業の取扱いについて
	第29号	交通政策事業の取扱いについて
	第30号	空港関連事業の取扱いについて
	第31号	公の施設の取扱いについて
	第32号	納税関係の取扱いについて
	第33号	新市建設計画について
		新市建設計画（素案）について

第1回
臨時

日時：平成17年17年2月23日 午後5時
場所：蓮沼村スポーツプラザ

協 議 事 項		
協 議		新市の名称について

第2回

日時：平成17年3月1日 午後1時30分
場所：蓮沼村スポーツプラザ

協 議 事 項		
協 議	第34号	平成17年度山武中央合併協議会事業計画について
	第35号	平成17年度山武中央合併協議会歳入歳出予算について
	第36号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
	第37号	国民健康保険事業の取扱いについて
	第38号	介護保険事業の取扱いについて
	第39号	消防団の取扱いについて

	第40号	障害者福祉事業の取扱いについて
	第41号	高齢者福祉事業の取扱いについて
	第42号	児童福祉事業の取扱いについて
	第43号	保育事業の取扱いについて
	第44号	生活保護事業の取扱いについて
	第45号	保健衛生事業の取扱いについて
	第46号	建設関係事業の取扱いについて
	第47号	都市計画の取扱いについて
	第48号	生活環境事業の取扱いについて
	第49号	農林水産事業の取扱いについて
	第50号	商工・観光事業の取扱いについて
	第51号	上・下水道事業の取扱いについて
	第52号	町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて
	第53号	学校給食事業の取扱いについて
	第54号	学校教育事業の取扱いについて
	第55号	文化振興事業の取扱いについて
	第56号	社会教育事業の取扱いについて
	第57号	電算システムの取扱いについて
	第33号-2	新市建設計画（案）について

第3回

日時：平成17年3月15日 午前10時
場所：さんぶの森文化ホール

報告・協議事項等		
報 告	第10号	新市建設計画の千葉県との協議結果について
協 議	第58号	平成16年度山武中央合併協議会補正予算（第1号）について
	第7号-2	新市の名称について
		合併協定調印式について

第4回

日時：平成17年6月24日 午前10時
場所：蓮沼村スポーツプラザ

報 告 ・ 認 定 事 項		
報 告	第11号	山武中央合併協議会専門部会規程の一部改正について
	第12号	山武中央合併協議会事務局規程の一部改正について
	第13号	合併手続きの経過について
	第14号	山武市合併準備室設置要綱について
	第15号	事務組織及び機構の取扱いについて
認 定	第1号	平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について

第5回

日時：平成17年8月30日 午後1時30分
場所：松尾町農村環境改善センター

報 告 事 項		
報 告	第16号	公の施設の取扱いについて
	第17号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
	第18号	学校教育事業の取扱いについて
	第19号	保育事業の取扱いについて
	第20号	国民健康保険事業の取扱いについて
	第21号	特別職（議会議員を除く）の報酬等の額について

第6回

日時：平成17年10月19日 午後1時30分
場所：さんぶの森文化ホール

報 告 事 項		
報 告	第22号	公の施設の取扱いについて（修正）
	第23号	事務事業の具体的調整結果について

第7回

日時：平成18年3月16日 午後1時30分
場所：蓮沼村スポーツプラザ

報 告 ・ 協 議 事 項		
報 告	第24号	山武市長職務執行者の選任について
	第25号	山武中央合併協議会の廃止について
	第26号	成東町・山武町・蓮沼村及び松尾町の合併に係る条例等について
協 議	第59号	平成17年度山武中央合併協議会決算の取扱いについて

○事務事業一元化業務

効率的な行政運営を図り、住民サービスを視野に入れた行政サービスの向上を図るため、各種事務事業の現況を把握し、分科会、専門部会で協議・調整を行い、事務の一元化に向けた調整方針（案）を作成した。

○新市建設計画の策定業務

1市4町1村の山武地域合併協議会時の新市将来構想、新市建設計画策定時の住民意識調査及び新市将来構想を参照に3町1村の新市のまちづくりの基本方針、主要施策、財政計画を作成し、新市建設計画を作成した。

- (1) 新市建設計画（概要版）の全戸配布（各町村説明会資料を含む）
- | | | |
|-------|-------|---------|
| 《概要版》 | 成 東 町 | 8,109部 |
| | 山 武 町 | 6,882部 |
| | 蓮 沼 村 | 1,546部 |
| | 松 尾 町 | 3,661部 |
| | 合併事務局 | 802部 |
| | 計 | 21,000部 |
- (2) 住民説明会の開催（平成17年度）
- | | |
|---------|------------|
| 成東町（2回） | ：3月11日、12日 |
| 山武町（1回） | ：3月12日 |
| 蓮沼村（1回） | ：3月18日 |
| 松尾町（1回） | ：3月18日 |

○広報・広聴活動

- (1) 合併協議会だよりの発行 8回
- 合併協議会の協議結果や合併に関する情報等を住民にお知らせするため、合併協議会だよりを発行した。
- 発行部数：21,500部（3町1村全戸配布）
- (2) 協議会ホームページの開設・運営
- 合併協議会の会議資料や会議録、協議会だより等を掲載し、随時、内容の更新を行った。

○新市名称の公募

- (1) 応募期間 平成17年3月1日～9日
- (2) 応募方法 18歳以上の住民（無作為抽出）各町村400名、往復はがきによる募集
- (3) 募集結果 応募総数739通

○合併協定書調印式の実施

調印日	平成17年3月22日（火）		
立会人	各町村議会議長	4名	
来 賓	千葉県知事代理 総務部理事	松原延治	
その他出席者	合併協議会委員	25名	
	合併協議会監査員	2名	
	各町村教育長	4名	
	合併協議会幹事	12名	

○事務局関係

- (1) 町村長会議の開催 9回
- 幹事会で確認された各種事務事業の進捗状況、協議会提案事項等について報告並びに協議、調整を図った。
- (2) 町村長・議会議長会議 3回
- 幹事会で確認された各種事務事業の進捗状況、協議会提案事項等について報告並びに協議、調整を図った。
- (3) 町村長・正副議会議長会議 1回
- 幹事会で確認された組織機構について協議、調整を図った。
- (4) 幹事会の開催 14回
- 12の専門部会で確認された各種事務事業、協議会提案事項等について協議、調整を図った。
- (5) 専門部会の開催（随時）
- 28の分科会から報告を受けた事務事業の調整方針（案）について協議、調整を行い、幹事会に諮った。
- (6) 分科会の開催（随時）
- 協議する事務事業を調査し、現況の把握と課題を整理し、事務事業の一元化に向けた調整方針（案）を協議して専門部会に諮った。

ホームページの廃止について

山武中央合併協議会の廃止に伴い、平成18年3月24日をもって合併協議会のホームページを閉鎖いたします。

なお、閉鎖後は、新「山武市」のホームページ上でご覧いただけます。

新「山武市」のホームページ <http://www.city.sammu.lg.jp/>

新市「山武市（さんむし）」では、市章デザインを募集します。

募集内容（デザイン条件）

- (1) 新市の将来像である「きらめく自然と笑顔が織りなすふれあい交響都市」にふさわしい市章とします。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインとします。
- (3) 使用色数は用紙の地色を含めて4色（白色含む）以内とし、グラデーション（色の濃淡を段階的に変化させる手法）で表したものは不可とします。
- (4) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものとします。
- (5) 他の都道府県章、市町村章及び他商標等と類似しないものとします。
- (6) 自作の未発表作品であることとします。

応募資格

制限はありません。ただし、受賞者が未成年の場合は、賞金の受け取りはその保護者とします。

応募方法

- ◇応募は、指定の応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4判白色用紙を縦長で使用し、天地を明示してください。
- ◇用紙1枚につき1作品とします。
- ◇お一人何点でも応募可能です。
- ◇応募に当たっては、「デザインの趣旨（100文字以内）」「住所」「氏名（ふりがな）」「年齢」「性別」「職業・学校名」及び「電話番号」を用紙に記載してください。
- なお、応募者の個人情報は、市章募集以外の目的に使用しません。
- ◇応募先へは、作品を折らずに直接持参または封書による郵送とします。
- ※メールでの応募は受け付けしません。

応募期間 平成18年5月15日（月）～平成18年6月15日（木）（当日消印有効）

賞 金	◇最優秀賞（採用作品）	1作品	200,000円
	◇入賞	4作品	10,000円

選定方法

応募された作品は、新市市章選考委員会で、応募作品の中から採用候補作品を5点程度を選考し、住民のアンケートにより決定します。

入賞発表

入賞者には通知し、山武市のホームページ、広報紙等で発表します。

著作権等

- ◇採用作品に関する一切の権利は、山武市に帰属します。
- ◇応募作品は、返却しません。
- ◇採用作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで利用することもあります。

応募先・お問い合わせ先

※平成18年3月27日（月）から

山武市役所 総務部総務課行政係

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 電話 0475-80-1112

同時募集「市の木」「市の花」「市の鳥」について

募集内容 山武市の気候に適した親しみやすい「木」、「花」及び「鳥」の名前を募集します。

応募資格 山武市に住所を有する方とします。

応募方法 専用応募用紙又は官製はがきに、「市の木」、「市の花」及び「市の鳥」とその選定理由及び住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記し、郵送、持参、電子メール、ファクシミリで応募してください。なお、旧4町村で指定されていたものも応募できます。応募者の個人情報は、「市の木」、「市の花」及び「市の鳥」募集以外の目的に使用しません。

参 考

区 分	旧成東町	旧山武町	旧蓮沼村	旧松尾町
木	夾竹桃（きょうちくとう）	杉	まき	黒松
花	野菊	ヤマユリ	ひまわり	キキョウ
鳥	—	—	ちどり	—

賞 品 選定された「市の木」、「市の花」及び「市の鳥」の応募者の中から抽選でそれぞれ5名に記念品を贈呈します。

著作権等

- 採用作品に関する一切の権利は、山武市に帰属します。
- 応募作品は、返却しません。

応募期間、応募先及び入賞発表は、「市章デザイン募集」と同様です。

お詫び

2月中旬に、各ご家庭に配布いたしました「山武市 暮らしの便利帳」の中で、誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

《正誤表》

頁	施設名	名 称	住 所	
			【正】	【誤】
52頁	郵便局	睦岡郵便局	埴谷732 - 1	埴谷734 - 3

山武市役所 総務部 企画政策課 企画係

山武市殿台296番地

TEL：0475(80)1111（代）

FAX：0475(82)2107

ご意見・ご質問などがありましたら事務局へお寄せください。

合併協議会事務局
からのお知らせ

これまで合併協議会の協議結果を中心にお知らせしてまいりました「山武中央合併協議会だより」ですが、今回をもって最終号となります。

住民の皆様に分かりやすくお伝えすることを心がけて編集してまいりました。これまで多大なるご支援とご協力を賜りました皆様に深く感謝するとともに厚く御礼を申し上げます。

これまでご愛読をいただきましてありがとうございました。

（事務局職員一同）